

東京立正短期大学 学則（抄）〈令和6年度生から適用〉

第1章 総 則

（目的）

- 第1条 本学は、教育基本法・学校教育法および児童福祉法の趣旨に則り、高等学校の教育を基礎とし、現代社会におけるコミュニケーション能力を修得するための教育を行い、法華経精神に基づく宗教的情操と文化的教養とをつちかい、現代社会の要請に応える主体的で人間性豊かな人材の育成を目的とする。
- 2 第1項の目的を達成するため、専攻ごとに次の教育目標を掲げる。
- (1) 現代コミュニケーション専攻
- ①教養教育を行い、幅広い知識に基づくコミュニケーション能力に秀でた人材を養成する。
 - ②基礎的コミュニケーション能力、基礎的語学能力を修得し、安易に社会の風潮に流されない主体的な人格を養成するために、これらにかかわる教育研究を行う。
 - ③上記の教育研究を心理、ビジネス、観光の分野において発展させ、確固たる社会人意識に基づいた自立した学生を社会に送り出す。
- (2) 幼児教育専攻
- ①子どもの発達の特徴をとらえた上で、一人ひとりの個性を認める保育のあり方や保育技術を修得する。
 - ②保育者としての自己の課題を客観的にとらえ、正しく自己評価し、課題に対処する能力を身につける。
 - ③保育者同士で連携を図りながら保護者と関わり子育て支援をしていくためのコミュニケーション能力を養成する。

（自己評価等）

- 第2条 本学は、教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。
- 2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

（学科・専攻課程・専攻科及び学生定員）

- 第3条 本学において設置する学科・専攻課程・専攻科及びその学生定員は次のとおりとする。

		入学定員	収容定員
学 科	現代コミュニケーション学科	50人	100人
	現代コミュニケーション学科 幼 児 教 育 専 攻	50人	100人
専攻科	幼 児 教 育 専 攻	50人	50人

- 2 幼児教育専攻に教職課程を置く。教職課程の規定は別に定める。
- 3 本学に保育士養成課程を置く。保育士養成課程の規定は別に定める。
- 4 本学に児童厚生員養成課程を置く。児童厚生員養成課程の規定は別に定める。
- 5 本学に認定ベビーシッター資格取得課程を置く。認定ベビーシッター資格取得課程の規定は別に定める。
- 6 本学にレクリエーション・インストラクター養成課程を置く。レクリエーション・インストラクター養成課程の規定は別に定める。

(修業年限及び在学年限)

第4条 本学の修業年限は2年とする。ただし、専攻科は第8章の定めによる。

2 学生は4年を超えて在学することはできない。

3 職業を有するなど、特別の事情がある入学希望者については、前項の修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し卒業することを認めることがある。(以下「長期履修生」という)

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第6条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 ただし、前項によらないこともある。

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

本学園創立記念日 4月28日

夏期休業日 8月1日から9月30日まで

冬期休業日 12月20日から1月9日まで

春期休業日 3月16日から3月31日まで

2 必要がある場合、教授会の意見を聴き、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、教授会の意見を聴き、学長は臨時の休業日を定めることができる。

4 必要に応じて、第1項の休業日にも、教授会の意見を聴き、学長は授業・実習等を行うことを決定することがある。

第4章 入学、退学及び休学

(入学の時期)

第8条 入学の時期は学年の始めとする。

2 前項の他にも、定員枠の許す範囲内において、学期の区分に従い入学を許可することがある。

(入学資格)

第9条 本学に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

1 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

2 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

3 外国において、学校教育における12年の課程を修了し又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

4 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

5 文部科学大臣の指定した者

- 6 大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- 7 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達した者

（入学の出願）

第 10 条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期・方法・提出すべき書類等については別に定める。

（入学の選考）

第 11 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第 12 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は所定の期日までに、誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の学費を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（転学・専攻課程の変更）

第 13 条 本学に転学を志望する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。また、幼児教育専攻の学生に限り、2 年進級時に現代コミュニケーション専攻への変更を認めることがある。

- 2 前項の規定により入学又は専攻課程の変更を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の意見を聴き学長が決定する。

（退学）

第 14 条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

（休学）

第 15 条 疾病その他やむを得ない事情により 3 カ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

（休学期間）

第 16 条 休学の期間は 1 年を超えることができない。ただし、特別の理由がある場合は、引き続き更に 1 年まで延長することができる。

- 2 休学の期間は通算して 2 年を超えることができない。
- 3 休学の期間は第 4 条第 2 項の在学年限に算入しない。

（復学及び再入学）

第 17 条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、教授会の意見を聴き、学長が復学を許可することができる。

- 2 自主退学した者が、再入学を求めた場合は、別に定めるところにより認めることがある。

（除籍・復籍）

第 18 条 次の各号の 1 に該当する者は、教授会の意見を聴き学長が除籍する。

- 1 第 4 条第 2 項に定める在学年限を超えた者（第 4 条第 3 項の長期履修生にあつては、この限りではない）
- 2 第 16 条第 2 項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- 3 学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 4 長期間にわたり行方不明の者

- 2 学費未納により除籍された者から、所定の期間内に未納の学費を添えて復籍の願い出があったときは、教授会の意見を聴き、学長が復籍を認めることができる。所定の期間および詳細は別に定める。

第5章 教育課程

(教育課程及び授業科目)

第19条 本学の教育課程は、別表第1のとおりとする。

- 2 教員免許状（幼稚園教諭2種免許状）を得ようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。
- 3 保育士の資格を得ようとする者は、現代コミュニケーション学科幼児教育専攻を卒業し、本学保育士養成課程規則に定める単位を修得しなければならない。
- 4 児童厚生員（児童厚生2級指導員）の資格を得ようとする者は、現代コミュニケーション学科幼児教育専攻を卒業し、本学児童厚生員養成課程規則に定める単位を修得しなければならない。
- 5 認定ベビーシッターの資格を得ようとする者は、現代コミュニケーション学科幼児教育専攻を卒業し、本学認定ベビーシッター資格取得課程規定に定める単位を修得しなければならない。
- 6 レクリエーション・インストラクターの資格を得ようとする者は、現代コミュニケーション学科を卒業し、本学レクリエーション・インストラクター養成課程規程に定める単位を修得しなければならない。

(授業の方法)

第20条 本学における授業の方法は、講義、演習、実験、実習又は実技とする。

- 2 前項の授業は、メディアを利用して行うことがある。

(単位の計算方法)

第21条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- 1 講義については15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。
- 2 演習については30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については15時間の授業をもって1単位とする。
- 3 実験、実習及び実技については45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。
- 4 卒業研究における成果に対しても、その成果を評価して2単位を与えることができる。

(単位の授与)

第22条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 履修の方法は別に定める。

(学習の評価)

第23条 試験等の評価はA・B・C・F（優、良、可、不可）をもって表わし、C（可）以上を合格とする。

第6章 卒業等

(卒業の要件)

第24条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別表第1に定めるところにより62単位以上を修得しなければならない。

(卒業)

第25条 本学に2年以上在学し、学費を完納したうえ、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の意見を聴き、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第26条 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第27条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第28条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により修得したものとみなした単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第29条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第27条第1項及び前条第1項の本学で修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において第29条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

第7章 検定料、入学金、授業料その他の費用

(検定料等の金額)

第30条 入学志願者が出願のさい納付すべき検定料の額は、別表3のとおりとする。

2 前項にかかわらず、同一年度内に複数回受験を希望する受験生の検定料は免除する。

第31条 入学金、授業料及びその他の諸費(以下「学費」という。)は、別表4のとおりとする。

2 所定の修業年限を越えて在籍する者の学費は、別表5のとおりとする。

(学費の納入)

第32条 学費は、学期の区分に従い所定の金額を期日までに納入しなければならない。

2 特別事情があると認められる者には、延納を認めることがある。

(退学及び停学の場合の学費)

第 33 条 学期の途中で退学し又は除籍された者の当該期分の学費は徴収する。

2 停学期間中の学費は徴収する。

(休学の場合の学費)

第 34 条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの学費を免除する。

(復学の場合の学費)

第 35 条 学期の中途において復学した者は、復学した月から当該期末までの学費を、復学した月に納入しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の学費)

第 36 条 修業年限(長期履修生にあっては計画した年限)を越えて在籍する者が、学年の途中で卒業する場合、当該学期までの学費、又は別表 5 による学費を納入するものとする。

(納付した入学金等)

第 37 条 納付した検定料、入学金等は原則として返付しない。

第 8 章 専 攻 科

(専攻科の設置および目的)

第 38 条 本学に専攻科を設け、次の専攻を置く。

幼児教育専攻

第 39 条 専攻科は短期大学における一般的及び専門的教養の基礎の上に立ち、更にその専攻分野についての学識を深め、その研究能力を培うことを目的とする。

(修業年限)

第 40 条 専攻科の修業年限は 1 年とする。ただし、在学年数は 2 年を超えることができない。

(定員)

第 41 条 専攻科の学生定員は次のとおりとする。

幼児教育専攻 50 名

(教育課程及び授業科目)

第 42 条 専攻科の教育課程は別表第 2 のとおりとする。

第 43 条 専攻科の学生は前条に定めた教育課程の中から 32 単位以上を履修しなければならない。ただし前条に定めるほか、現代コミュニケーション学科の指定科目を履修することができる。

(入学資格)

第 44 条 専攻科に入学できる者は各号の 1 に該当する者でなければならない。

1 短期大学を卒業した者

2 本学において短期大学卒業者と同等以上の学力があると認めた者

(学費)

第 45 条 専攻科の学費は、別表第 4-6 のとおり定める。

(修了の要件)

第 46 条 専攻科に 1 年以上在学し、第 42 条に定める単位を修得した者には修了証書を授与する。

(その他)

第 47 条 本章に定める以外は本学則を準用する。

第 11 章 科目等履修生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第 55 条 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生には、本学則第 22 条及び第 23 条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

第 56 条 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生について必要な事項は別に定める。

第 12 章 賞 罰

(表彰)

第 57 条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の意見を聴き学長が表彰する。

(罰則)

第 58 条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の意見を聴き、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は次の各号の 1 に該当する学生に対して行う。

1 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

2 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

3 正当な理由がなくて出席常でない者

4 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 懲戒の手続きについては別に定める。

附 則

この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、原則として、現に在学する学生には、従前の学則とする。